

【出典】「死亡一時金 時効で不支給」 朝日新聞記事 平成26年3月20日(木)より

「国民年金、死亡一時金の支給漏れ救済 厚労省方針」日本経済新聞電子版記事 平成26年3月19日(水)

死亡一時金時効で不支給

年金加入者遺族 失踪巡る運用変更で

平成26年3月20日(木)
朝日新聞 7面

国民年金の加入者が死去したとき遺族に支給される「死」・「時金をめぐり、遺族側に落ち度がないのに受給できなくなるケースが起きたことが19日わかつた。厚生労働省が2012年に年金の時効に関する運用を変えたことが原因だ。総務省の年金審査監視委員会が改言を求め、厚労省はルールを見直す方針だ。

人らが年金をもらう年齢になる前に死亡した場合、同居の配偶者や子らに支払われる。金額は12万～32万円。遺族年金をもらえない場合は対象だ。一時金受給には時効があり、死亡の翌日から2年以内に申請する必要がある。

問題になつたのは、加入者が行方不明になり、裁判所が失踪宣告を出して死亡扱いになつたケース。厚労省は従来、受給権が時効で

19日の監視会では、「國民に何も知らず、厚労省が勝手に（運用を変更して）國民の権利を奪えるのか」などの批判が出た。厚労省は、「死亡一時金は時効ルールを適用せず、宣告から2年以内に申請をすれば受給できる」と見直すと説明した。（中村靖二郎）

厚労省が時効適用を変えたのは、年金受給者の死亡を家族が届け出す、年金をもらい続ける不正が相次いで発覚したためだ。従来の時効ルールだと、厚生年金・国民年金と遺族年金の「二重支給」が発生したため、これを防ごうとし

消滅する時期を「失踪宣告の2年後」として見た。しかし12年に「失踪宣告で死亡とみなされる時点（行方不明になってから7年後の2年後）に至めた。この変更は公表していないかった。その結果、失踪宣告の手続きが長引いて一時金が時効でものとなくなる例が起きた。失踪宣告は年間約2千件ある。

2014/3/19 23:39 | 日本経済新聞 電子版

厚生労働省は19日、高齢の法事解禁の変更で国民年金の死亡一時金に支給漏れが生じたため、特例を設けて救済する方針を示した。対象は行方不明になって7年以上たち、裁判所から失踪を宣告された人の遺族。宣告日から2年以内に請求すれば支払うことにする。

総務省の年金業務監視委員会(委員長・郷原信郎弁護士)で明らかにした。厚労省はもともとこうした対応をしていたが、2012年に解釈を変え、行方不明になって9年以内に請求しなければ死亡一時金は時効になるとしていた。そのため遺族の気持ちの整理がつかず、失踪宣告を裁判所に求めるまで10年かかった場合は、一時金を受け取れなくなっていた。

12年当時、厚労省は室長らの事務レベルで解釈を変えていた。郷原委員長は会議後の記者会見で、「厚労省の法令解釈で重大な権限の逸脱があつた」と語った。